

重要事項説明書

株式会社NANKURU
小規模多機能型居宅介護施設
ゆいまーる

第1条 事業者

法人名	株式会社 NANKURU
法人所在地	みどり市大間々町大間々464-2
電話番号	0277-70-1611
代表者氏名	宮城 世津子
設立月日	平成18年6月20日

第2条 事業所の概要

①事業所の種類

指定小規模多機能型居宅介護事業所 平成 19 年 4 月 1 日	指定1091200012号
指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 平成 20 年 8 月 1 日	指定1091200012号

②事業所の目的

住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。

③事業所の名称

小規模多機能型居宅介護施設 ゆいまーる

④事業所所在地

みどり市大間々町大間々464-2

⑤電話番号

0277-70-1611

⑥管理者

吉崎 秀人

⑦当事業所の運営方針

私たちは優しく・穏やかに・情熱をもって地域の皆さんと助け合い、支えていきたい。
利用者さまと家族の方を・・・

⑧開設年月日

平成 19 年 4 月 1 日

⑨登録定員

25 人（通いサービス定員 15人 宿泊サービス定員 9人）

⑩居室等の概要

当事業所では、以下の居室・設備を用意しております。

居室 居間 食堂 台所 浴室 消防設備 その他

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

第3条 事業所実地地域及び営業時間

①通常の事業の実地地域

住所がみどり市内か桐生市内の方

※上記以外の地域の方は原則として当事業所のサービスを利用できません。

②営業日及び営業時間

営業日	365日
通いサービス	AM9:00~PM4:00
訪問サービス	必要に応じて
受付サービス	AM9:00~PM5:00

※受付・相談については、受付サービスの時間と同様です。

第4条 職員の配置状況

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	人員数	職務の内容
1、管理者	1人	事業内容調整
2、介護支援専門員	1人	サービスの調整・相談業務 (兼務1人)
3、介護職員	10人以上	日常生活の介護・相談業務 (兼務2人)
4、看護職員	1人以上	健康チェック等の医療業務

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
1、管理者	勤務時間 AM 8:30 ~ PM5:30
2、介護支援専門員	勤務時間 AM 8:30 ~ PM5:30
3、介護職員	勤務時間 AM 8:30 ~ PM5:30
	夜間時間 PM 4:30 ~ AM9:30 その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。
4、看護職員	勤務時間 AM 8:30 ~ PM5:30

第5条 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

(1) 利用料金が介護保険から給付とされる場合 (介護保険の給付の対象となるサービス)
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 (介護保険の給付対象とならないサービス)

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第4条参照)

以下のサービスについては、利用料金の9割が介護保険から給付され、利用者の自己負担は費用全体の1割もしくは2割の金額となります。ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、小規模多機能型 居宅介護計画に定めます ((5) 参照)

<サービスの概要>

ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

① 食事

- ・ 食事の提供及び食事の介助をします。
- ・ 食事サービスの利用は任意です。

② 入浴

- ・ 入浴または清拭を行います。
- ・ 衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・ 入浴サービスの利用は任意です。

③ 排泄

- ・ 利用者の状態に応じて、適切な排泄の介助を行うとともに排泄の自立についても適切な援助を行います。

④ 機能訓練

- ・ 利用者の状態に応じて適した機能訓練を行い身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑤ 健康チェック

- ・ 血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑥ 送迎サービス

- ・ ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

- ・ 利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上のお世話や機能訓練を提供します。
- ・ 訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。
- ・ 訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。
 - ① 医療行為
 - ② ご契約者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受
 - ③ ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
 - ④ その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

ウ 宿泊サービス

- ・ 事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

<サービス利用料金> （契約書第5条参照）

通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の包括費用の額
利用料金は1か月ごとの包括費用（定額）です。

別紙によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から
介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。サービスの
利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。

- ★ 月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの引きまたは増額はいたしません。
- ★ 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録完了日」とは、以下の日を指します。
 - 登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日
 - 登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日
- ★ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

<加算について>

① 初期加算（1日につき）

小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として下記のとおり加算分の自己負担が必要となります。

30日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

1 加算対象サービスとサービス料金	初期加算（30日まで）300円（1日あたり）
2 うち、介護保険から給付される金額	270円（1日あたり）
3 サービス利用に係る自己負担額	30円（1日あたり）

② 総合マネジメント体制強化加算

個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、多職種協働により、随時適切に見直しを行っており、また地域における活動への参加の機会が確保されております。

総合マネジメント体制強化加算 1,200円/月

③ 看護職員配置加算（Ⅰ）

多様化する医療ニーズ等に柔軟に対応するため、常勤の看護師を配置している事業所を評価するために設けられている加算です。常勤専従の看護師を1人以上配置

看護職員配置加算（Ⅰ） 900円/月

④ 処遇改善加算（Ⅲ）

介護職員の処遇改善の取組として加算分の自己負担が必要となります。

⑤ 認知症加算

- ・日常生活に支障をきたし介護を必要とする方・（Ⅲ）760円/月
- ・要介護2の方で、日常生活に注意を必要とする方・（Ⅳ）460円/月

（2）介護保険の給付の対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

ア 食事の提供（食事代）

朝食	500円	
昼食	650円	*おやつ（15時）150円
夕食	500円	

イ 宿泊に要する費用

部屋代：2,000円 家電持ち込み1台500円/月

ウ おむつ代

おむつ等は可能ならば持参してください

エ 洗濯代

通いサービスご利用者で洗濯希望者 300円/回

オ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

- ★ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

（3）利用料金のお支払方法（契約書第5条参照）

前記（1）（2）の料金・費用は1ヶ月毎に計算し以下の方法により翌月の20日までにお支払下さい。

- ①事業所での現金支払い
- ②銀行振り込み（要相談）
- ③銀行口座振替

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

- ★ 小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の容態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス・訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。
- ★ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合原則としてサービス実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- ★ 介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月毎の包括費用（定額）のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません
- ★ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ★ 重度化や終末期に向けた方針の共有と支援について病状悪化に際しては家族や主治医と施設で連携をとり要医療となった場合は医療機関に委ねます。

(5) 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することが出来るよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、3ヶ月毎の見直しを行い、またその実施状況を評価します。計画内容及び評価結果等は書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

第6条 苦情の受付について（契約書第18条参照）

① 当事業所における苦情の受付

○苦情受付窓口（担当者 土田貞子）

○受付時間 AM9：00～PM5：00

また、苦情受付ボックスを受付に設置しています。

② 行政機関その他苦情受付機関

みどり市役所 介護高齢課	所在地 みどり市大間々町大間々1511番地 電話番号・FAX 0277-76-0974・0277-76-9048 受付時間 AM8：30～PM5：15
国民健康保険団体 連合会	所在地 前橋市元総社町335番地の8 電話番号・FAX 027-290-1323・027-255-5077 受付時間 AM9：00～PM5：00
群馬県社会福祉 協議会	所在地 前橋市新前橋13-12 電話番号・FAX 027-255-6035・027-255-6045 受付時間 AM9：00～PM5：00

第7条 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

構成*利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員、施設職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等
開催*2ヶ月毎に開催
会議録*運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

第8条 協力医療機関、バックアップ施設

医療法人寺田内科小児科医院	所在地	みどり市笠懸町阿左美1896-5
	TEL	0277-77-1100
ささい歯科医院	所在地	みどり市大間々町大間々889
	TEL	0277-30-7217
社会福祉法人 桃蹊会	所在地	みどり市大間々町桐原1476-1
特別養護老人ホーム サニーヒル	TEL	0277-72-1811

第9条 非常災害時には、別途定める消防計画に沿って対応を行います。また避難訓練は年2回契約者も参加して行います。

★消防署への届出日 平成19年3月20日 防火管理者 星野 利香

★消防用設備

・自動火災報知器・非常灯・消火器・非常用照明・スプリンクラー

第10条 サービス利用にあたっての留意事項

○サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

○事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。

○他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。

○所持金品は、自己の責任で管理してください。

○事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づいて重要事項及び個人情報の利用目的に関する説明を行いました。

小規模多機能型居宅介護事業所
説明者役職

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項及び個人情報の利用目的に関する説明を受け指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

印

※ この重要事項説明書は、厚生労働省令第34号（平成18年3月14日）第88条により準用する第9条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

個人情報の利用目的

当施設ゆいまーるでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔小規模多機能型居宅介護施設内部での利用目的〕

- 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- 介護保険事務
- 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - ―入退所等の管理
 - ―会計・経理
 - ―事故等の報告
 - ―当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ―利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ―利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ―検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ―家族等への心身の状況説明
- 介護保険事務のうち
 - ―保険事務の委託
 - ―審査支払機関へのレセプトの提出
 - ―審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- 当社ホームページ及び施設発行の新聞への掲載

付記

1. 上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意がしがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。
2. お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
3. これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。